

森林関連施策と課題

平成18年7月

北杜市林政課

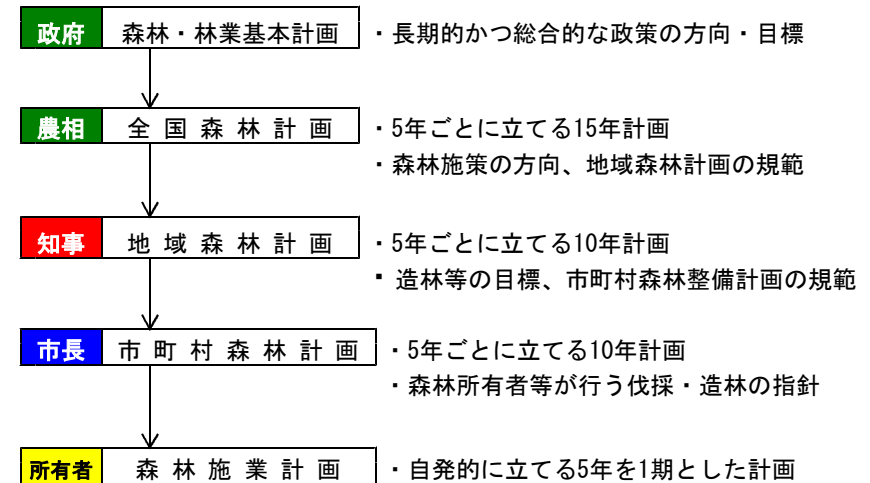
【目 次】

1. 森林整備の指針	1
2. 森林施業に必要な地域活動	2
3. 多様な森林の育成	
(1) 間伐の推進	3
(2) 高齢級林分の適正管理	5
4. 里山の再生	8
5. アカマツ林の適正管理	11
6. 市民参加の森づくり	13
7. 木材利用の促進	14

1. 森林整備の指針

- ◆ 森林・林業に関する施策の方向や、伐採・造林等の目標や指針については、森林法等により各種の計画制度が定められている。
- ◆ 地域の森林整備の方向性や指針については、山梨県の富士川上流地域森林計画、北杜市の森林整備計画（現行計画は旧町村単位）により示されている。
- ◆ 現在、国において森林・林業基本計画の改正作業が行われているところであるが、本年度は、富士川上流地域森林計画及び市の森林整備計画の作成年度となっております、その中で地域に応じた森林整備の指針を作成することとなる。

【森林法と民有林の計画制度】



【現行森林整備計画の概要等】

対象森林	地域森林計画の対象となっている民有林
計画期間	平成14～18（5年ごとに策定する10年間の計画）
計画事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採、造林、保育等の基本的事項 ・ 標準伐期齢 ・ 造林、間伐、保育の標準的な方法と基準 ・ 公益的機能別施業森林区域、区域内における施業方法 ・ 森林施業の共同化の促進に関する事項 等
森林所有者に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備計画の遵守 ・ 伐採及び造林の届出の受理、変更命令 等

2. 森林施業に必要な地域活動

- ◆ 適切な森林施業を行っていくためには、林木の育成状況等の現況把握、所有界や施業実施区域界等の確認、歩道の整備など日常の地域活動が極めて重要。
- ◆ このため、平成14年度より、国の「森林整備地域活動支援交付金」を活用して地域活動への支援を行っているところであり、平成17年度には854ha（24施業計画）に対する支援を行ったところ。
- ◆ 平成18年度についても、地域活動の支援を引き続き行っていくこととしている。

【地域活動支援交付金の概要】

対象森林	・ 森林施業計画の対象森林
交付対象者	・ 森林所有者、施業計画作成者（森林組合等） ・ 市との協定を締結する必要
対象行為	・ 森林の現況調査、施業区域の明確化、歩道整備 等
交付金の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積算基礎森林面積 (ha) × 1万円/ha <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> ※ 積算基礎森林とは、35年生以下の人工林、60年生以下の育成天然林、要件を満たす36～45年生人工林 </div>

【交付金を活用した地域活動】



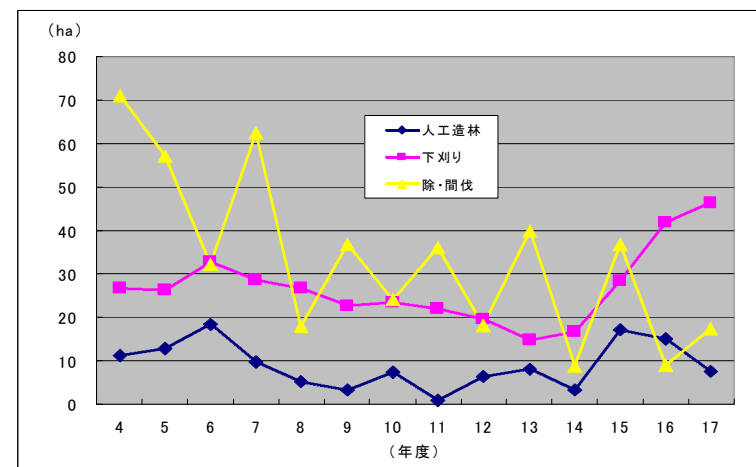
※北杜市内（境界確認及び歩道整備）

3. 多様な森林の育成

(1) 間伐の推進

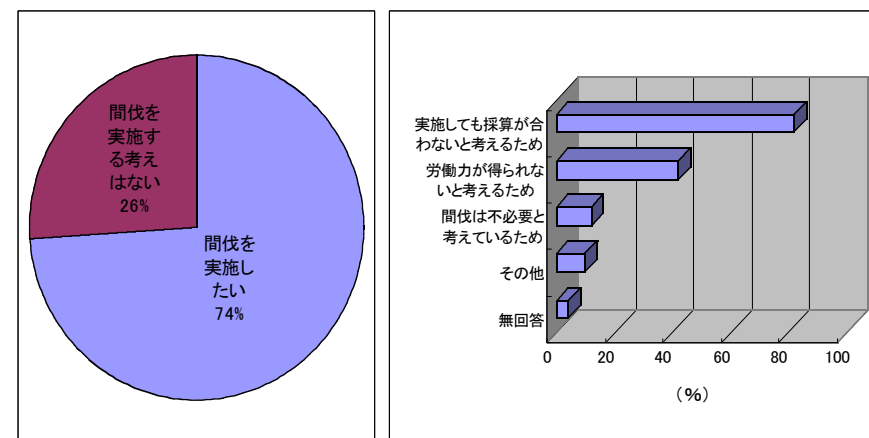
- ◆ 森林整備の推進については、国・県による補助事業が実施されているところであるが、私有林面積（46千ha、うち県有林以外16千ha）から勘案すれば、低位にとどまっている状況。
- ◆ 林家の森林施業に関する調査によれば、森林所有者が間伐を実施しない最大の理由は「実施しても採算が取れない」というもの。
- ◆ 一方で、間伐期にある山林を保有している林家の大半は、間伐を実施したいとの意向を有している。

【主要作業種別の補助面積】



※山梨県資料（補助事業を受けた実績の推移）

【所有者の間伐意向と間伐未実施の理由】



※農林水産省（林家の森林施業に関する意向調査：3～20ha保有の林家の意向）